

今月の経理情報

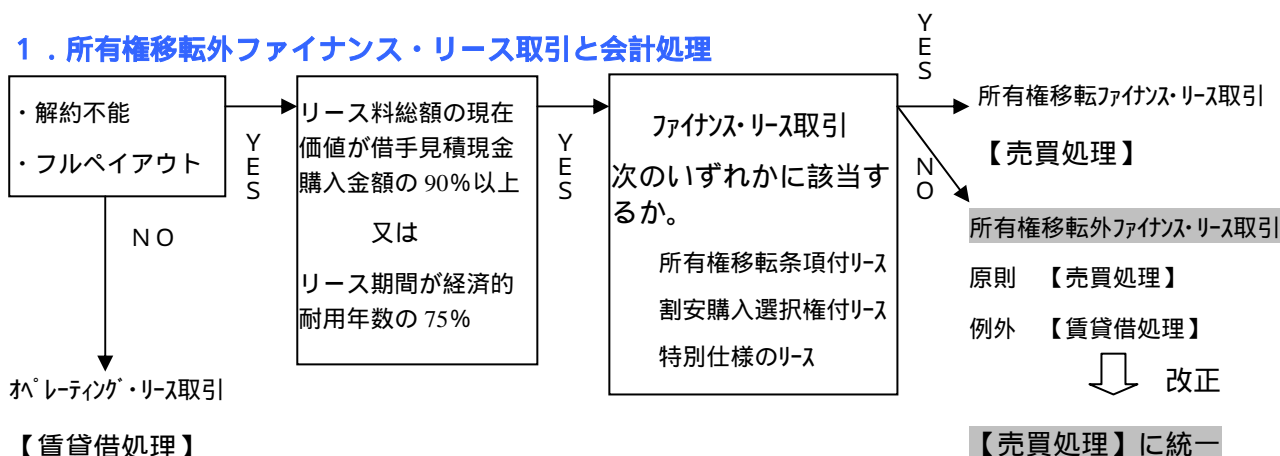
2007年 11月

今回のテーマ： 新リース会計基準 ～借手側の会計処理と税務～

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、例外処理である賃貸借処理が一般的に行われてきましたが、新リース会計基準では、売買取引に準じた会計処理に統一しました。

新リース会計基準は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引と会計処理



2. 平成21年3月期の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手側の具体的な会計処理は、つぎのようになります。

例) リース資産 15,000 千円、リース料総額 18,000 千円 (5年リース、年額リース料 3,600 千円) (単位: 千円)

	改正前 (賃貸借処理)		改正後 (売買処理)	
リース開始時	なし	なし	(リース資産) 15,000	(リース債務) 15,000
リース料支払時	(賃借料) 3,600	(現金預金) 3,600	(リース債務) 3,000 (支払利息) 600	(現金預金) 3,600
減価償却時 (定額法採用)	なし	なし	(減価償却費) 3,000	(減価償却累計額) 3,000

(注) 現在価値は考慮していない。利息の処理は、利息法 (逓減法) によらず、定額法とした。

3. 税務上の取扱い

税務上も、新リース会計基準と同様に、リース取引を行った場合には、リース資産の引渡しの時に、リース資産の売買があったものとして取り扱われます。

減価償却も、リース期間定額法によります。

上記の取扱いは、平成20年4月1日以後に締結されるリース契約から適用されます。

お見逃しなく!

1. 会計上は、重要性の乏しいリース取引で、一契約当たりの金額が300万円未満のリース取引については、賃貸借取引として処理することも認められ、注記の必要もありません。
2. 税務上は、例外なしに売買したものとして取り扱われますが、従来どおり賃貸借処理をしても、賃借料は償却費として損金経理をしたものとみなされるため、申告調整をする必要はありません。